



研究開発資産管理業務 に関する説明資料 (資産処分の概要編)

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tetsuzuki_001.html

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
総務部資産管理室 研究資産グループ
address: shisan@ml.nedo.go.jp

事業者説明会資料掲載場所:

委託事業の手続き:資産・知財・データマネジメント | NEDO

資産の処分等に係る書式掲載場所:

資産登録及びNEDOプロジェクトマネジメントシステムについて | NEDO

～ 資産処分の概要編 ～

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 事業終了後の資産処分の方法 | 2 |
| 2. 有償譲渡に関する手続き | 4 |
| 3. 有償譲渡価格の算定 | 7 |
| 4. 有償譲渡以外の資産処分に関する手続き | 9 |

1. 事業終了後の資産処分の方法(1)

マニュアルP164



1. 資産処分手続きの必要性

約款 第20条の2第2項

- ・委託事業終了後、NEDOに所有権が帰属している資産を事業者が手続き無く使用することはできません。
- ・引き続き資産を使用するためには、有償譲渡等の手続きを行う必要があります。

2. 資産処分の方法

(1) 約款に基づき、**事業終了後、有償で譲り受けていただきます**(有償譲渡)。 約款 第20条の2第1項

ただし、NEDOが適切と判断した場合、NEDOが行う他の業務における使用(他の委託事業・助成事業への転用等)とします。

約款 第20条の2第5項

(2) 有償譲渡に適さないとNEDOが認めた場合、無償譲渡を行うことができます。 約款 第20条の2第5項

- ・当該研究開発事業に参加していた公的機関等(※)への無償譲渡。ただし継続して研究を実施する場合。

※ 国、地方公共団体、大学、国公立研究機関、独法、社団・財団法人、及び外国におけるこれらに相当する機関のこと。

(3) 上記対応が不可能かつ妥当な理由がある場合に限り、原則として委託先の負担により廃棄処理を行う事ができます。

約款第20条の2第5項、

<妥当な理由>

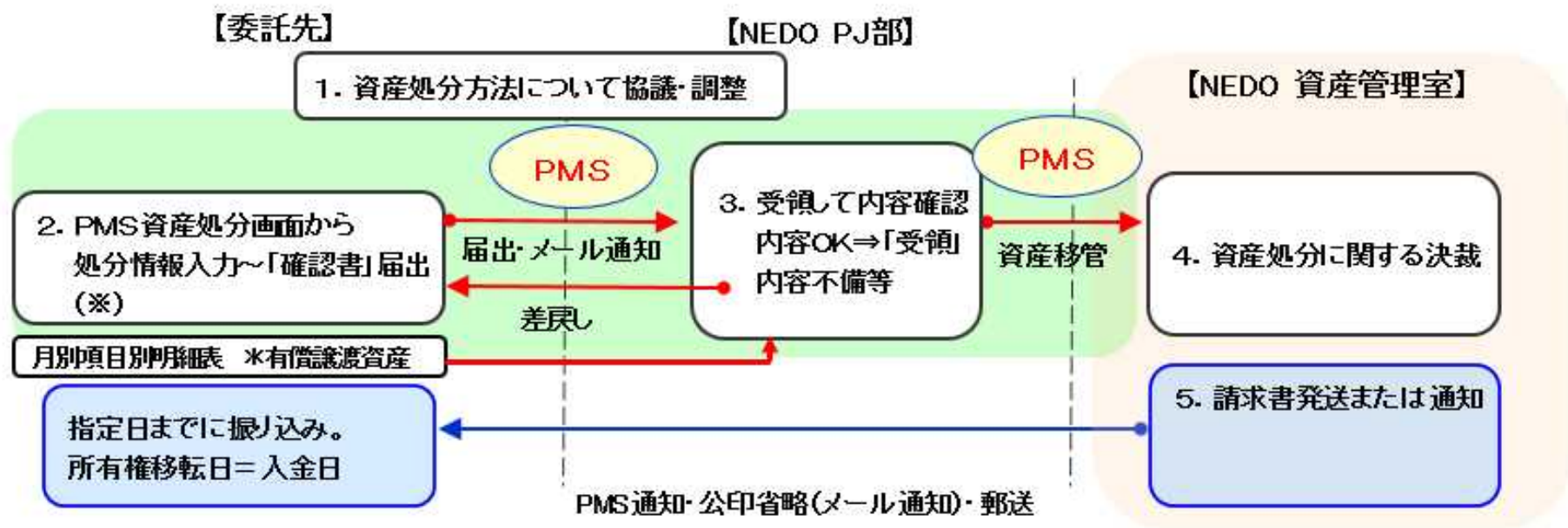
「機能が著しく低下している」「劣化等により現状復帰するには不相応な修繕費がかかる」等の、廃棄処理を行う明確な理由が存在すること。

なお、①事業目的達成後に解体撤去することが前提となっているモデルプラント、②第三者の敷地に設置された資産で、事業目的達成後の敷地の速やかな原状回復が求められ、上記と同様に妥当な理由がある場合、などについては、例外的に委託事業の一環として解体撤去(廃棄)を実施することができます。

約款 第20条の4

1. 事業終了後の資産処分の方法(2)

3. NEDOプロジェクトマネジメントシステムを利用した資産処分の流れ(2020年7月1日～)



※確認書以外の書類(本資料P.68記載の様式DLに近日格納予定)

- ①連絡先一覧; NEDO-HPに掲載。作成後、処分情報入力の「連絡先一覧の添付」に添付。
- ②資産譲渡申請書; NEDO-HPに掲載。委託先が譲渡先と同じ場合、作成後「連絡先一覧の添付」に添付することも可能。(捺印不要)

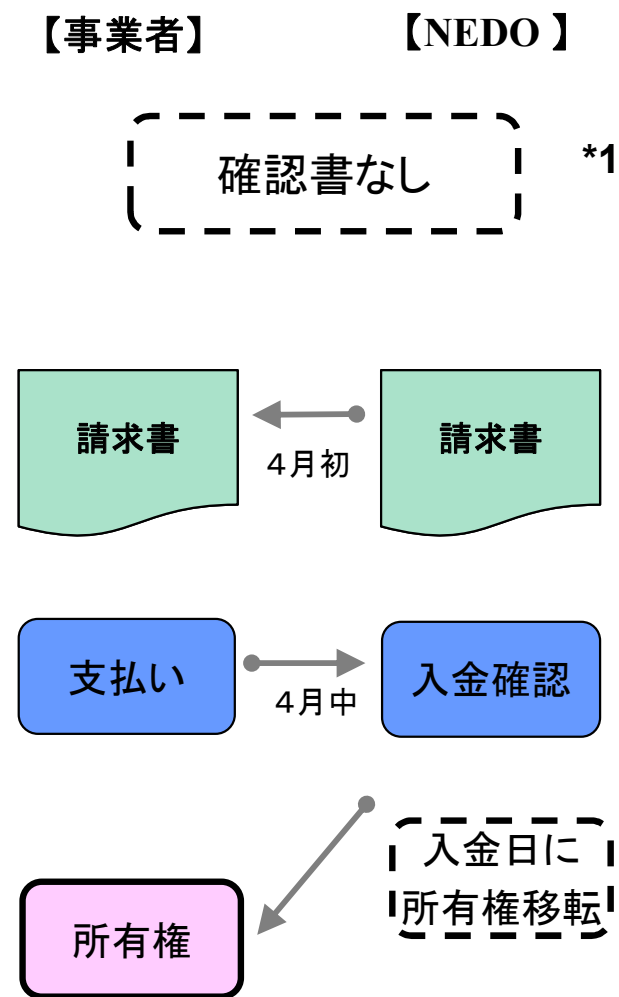
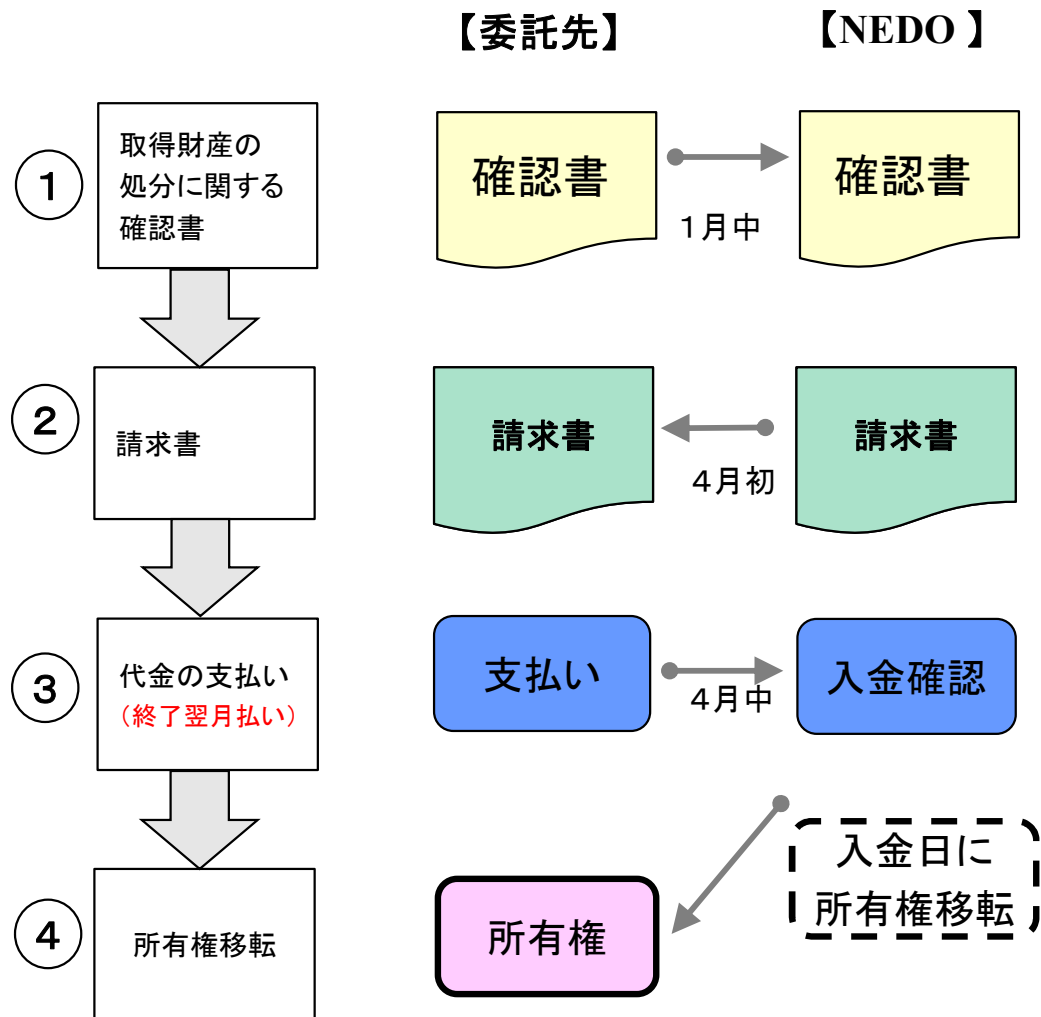
※書式は下記のNEDO-HPに掲載されています。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tetsuzuki_001.html

2. 有償譲渡に関する手続き① (3月事業終了の事例)

委託事業・共同研究

貸与契約(助成事業)



- ・有償譲渡の請求書は、**事業終了月の翌月に当月末を支払い期限**として送付します。
- ・**支払い期限を越えて**お支払された場合は、その**日数に応じて遅延金**が生じます。(委託契約約款第20条の2第9項)

2. 有償譲渡に関する手続き② (3月事業終了の事例)



*1

2022年11月28日に改訂した貸与契約書のひな形により契約している貸与契約には、貸与期間終了時の資産の処分方法と譲渡価格を記載した別添2「資産譲渡一覧表」が添付されておりません。このような貸与契約に基づいて助成事業で使用するために機構から貸与している資産を処分する際は、改訂後の貸与契約第4条の2に定める方法によります。

具体的には、事業終了時(事業期間中に資産を処分する場合はその事由が発生した時)に「貸与された財産の処分に関する確認書」を提出していただきます。なお、譲渡価格の計算方法は、貸与契約第4条の2第4項に定められております(委託契約約款第20条の2第4項と同様の計算方法です)。

2. 2024年3月終了事業に係る有償譲渡スケジュール



事業終了

3月終了(2024年3月末までに事業終了するもの)

項目	2023年 9月	10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月	4月	5月
① 処分方法検討・調整	→								
② 確認書提出 事業者→NEDO					→				
③ 請求書発行 NEDO→事業者							◎		
④ 入金確認・引き渡し								完了→	

(注)

- ・有償譲渡の請求書は、原則として事業終了月の翌月の最初の営業日に、**当月最終営業日を支払期限**として施行させていただきます。
- ・**支払期限を越えて**のお支払いとなった場合、その日数に応じて**遅延金**が発生します。(業務委託契約約款第20条の2第9項)

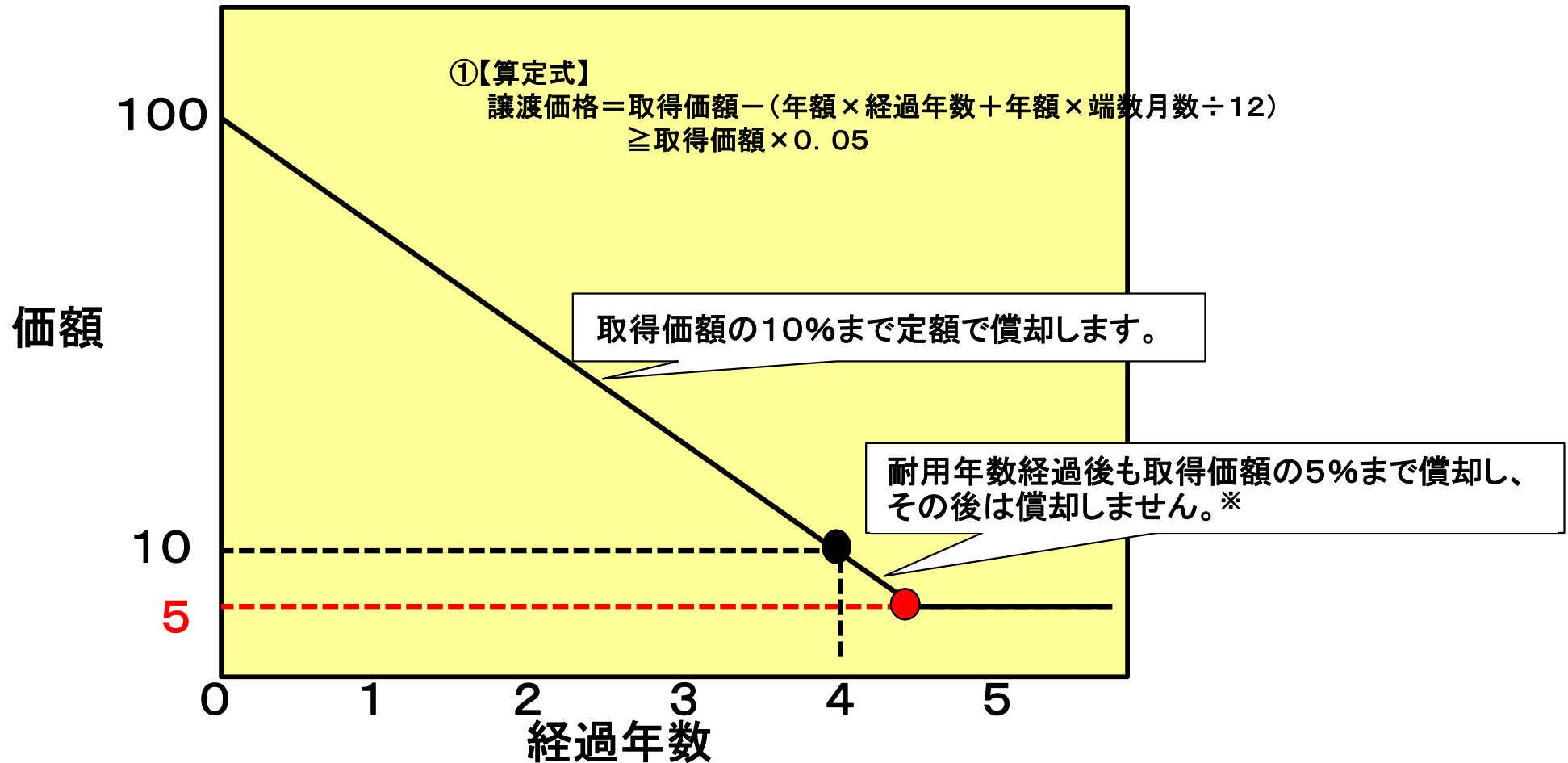
3. 有償譲渡価格の算定(1)

約款 第20条の2 第4項



- ・有償譲渡価格は、旧定額法による減価償却を行った場合の残存価額相当額としています。
(下記①の算定式により算出)

<耐用年数4年のケース>



※平成19年度税制改正により、償却資産については償却可能限度額が廃止され、1円(備忘価額)まで償却できることとなったが、利用価値のある売却希望資産について、耐用年数満了をもって利用価値が滅失したものとして扱うことは適切でないため、当機構の資産には適用していない。

3. 有償譲渡価格の算定(2) (実際の計算例)

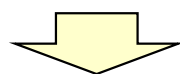
- ・資産取得日： 2019年2月21日 約款 第20条の2 第3項・第4項
- ・取得価額： 1,920,240円(取得日当時の消費税8%込)
- ・耐用年数： 4年
- ・事業終了日： 2022年2月28日
- ・事業者は免税事業者に該当しない

【譲渡価格の算定式】

経過年数： 3年1か月(1月に満たない日数がある時は1ヵ月分として算定)

償却額(年額)： 432,054 円/年(1,920,240=円×0.9 × (1÷4年))

残存簿価 = 1,920,240 - (432,054 円/年 × 3年 + 432,054 円/年 × 1ヵ月 ÷ 12)
 = **588,073**円 \geq 1,920,240円 × 0.05 = 96,012円・・・取得価額の5%以上



資産譲渡は消費税課税対象なので

取得時の消費税率(8%)を引き渡し時の消費税率(10%)に置き換える必要がある

588,073 円(税込額) ÷ (1+0.08) = 544,513(税抜額) (円未満切り上げ)

544,513円(税抜額) × (1+0.1) = **598,964**円 (円未満切り捨て) = 譲渡価格

*取得価額が税込 20万円未満の改造資産等については、一括償却資産として扱い、3年間で均等償却するとして譲渡価格を計算します。

4. 有償譲渡以外の資産処分に関する手続き

1. NEDOの他の委託事業・助成事業への転用(供用換え)

様式21「取得財産の処分に関する確認書」の処分方法の欄を「転用」として届出し、所要の手続きを行います。

(1)他の委託事業への転用

NEDO内で供用換えの手続きを行った後、資産を使用することができます。

手続きに必要な文書の作成・届出はプロジェクト担当者の指示を受けてください。

(2)助成事業への転用(貸与)

「借用願い」を届出のうえNEDOと貸与契約を締結することにより資産を使用することができます。

※固定資産税を負担していただきます。また損害保険の付保は事業者でお手続きしていただきます。

2. 無償譲渡

「資産譲渡申請書」の届出を受け、NEDOが承諾することにより譲渡が完了となります。

ただし、譲渡後、当該資産の譲渡が完了したことを確認できる書類を提出していただきます。

3. 廃棄

・廃棄に要する費用は、委託先の負担となります。この場合、NEDOから廃棄依頼書を発出します。

廃棄が完了したら、完了報告書(マニフェスト等)を届出していただきます。

・なお、委託事業の一環として解体撤去(廃棄)を予定する場合には、委託業務実施計画書の記載方法などに関し所定の手続きに従って頂きますので、プロジェクト担当者の指示を受けてください。

このコンテンツでの説明は終了です。